災害時における行政界周辺道路の啓開に関する覚書

千葉市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、市原市、八千代市、四街道市、八街市、大網白里市（以下「隣接１０市」という。）は、災害時における行政界周辺道路の啓開について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第１条　この覚書は、災害時における行政界周辺道路の啓開について必要な事項を定めるものとする。

（道路啓開）

第２条　道路啓開とは、地震等によって被災した負傷者を搬送し、被災者に緊急物資を届ける緊急通行車両が移動できる経路を切り啓くことをいう。

（覚書の対象となる道路）

第３条　本覚書の対象となる道路は、行政界周辺で道路区域が各市の道路管理者に分かれている道路のことをいう。

（道路啓開を行う道路管理者）

第４条　道路啓開は、既に道路管理者間で管理協定が締結されている場合を除き、上位道路規格の管理者が行う。また、道路が同規格の場合は、道路閉塞の原因を要した市の道路管理者が行うこととし、道路閉塞の原因も同程度の場合は、道路管理者間で協議して道路啓開作業者を決定する。

（道路区域への倒木や堆積したガレキ等の取り扱い）

第５条　道路啓開作業時に民有地からの倒木やガレキ等の有価物の堆積を確認した道路管理者は、発生元の市道路管理者に通報し、その対応について所有者、各市道路管理者で現地確認をした上で対応方法を決定する。

（破損した電力及び通信施設の取り扱い）

第６条　道路啓開作業にあたり、地震等による電力及び通信施設の破損があった場合は、施設が存在する市の道路管理者が施設管理者と調整を行う。

（道路啓開における費用負担）

第７条　他市の道路区域における道路啓開費用は、原則としてその区域で要した費用をそれぞれ負担することとすることとし、面積で按分することを基本とするが、これにより難い場合は、道路管理者間で協議して決定する。

（復旧作業）

第８条　道路啓開作業完了後の道路施設の復旧においては、それぞれの区域の道路管理者で実施することとするが、一体施工を要する舗装復旧については原則として、道路啓開した市の道路管理者が行う。

（舗装復旧作業における費用負担）

第９条　他市の道路区域における舗装復旧費用は、面積で按分するものとする。

（負担金の請求）

第 10 条　道路啓開及び舗装復旧作業を実施した道路管理者から負担金の請求を受けた他市道路管理者は、速やかに予算措置し支出するものとする。

（その他隣接１０市協力事項）

第 11 条　道路啓開作業に当たり、行政界で一部他市区域での被災を発見した場合は、他市道路管理者に通報し、現地確認の上で、主に被災を受けた道路管理者が道路啓開を行うこととし、関係する地権者の対応については、各市の道路管理者が行う。

（有効期間）

第 12 条　この覚書の有効期間は、覚書締結の日から　令和５年３月３１日までとするが、期間満了の１月前までにいずれの市からも覚書改定の意思表示がない時は、さらに１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（疑義）

第 13 条　この覚書に定めのない事項または、疑義が生じた場合については、隣接１０市または、隣接市間の協議により決定する。

隣接１０市確認の証として、本書１０通を作成し、それぞれ１通保有する

令和　４年　３月３１日

千葉市長　　神　谷　俊　一

茂原市長　　田　中　豊　彦

佐倉市長　　西　田　三　十　五

東金市長　　鹿　間　陸　郎

習志野市長　　宮　本　泰　介

市原市長　　小　出　譲　治

八千代市長　　服　部　友　則

四街道市長　　鈴　木　陽　介

八街市長　　北　村　新　司

大網白里市長　金　坂　昌　典